

令和2年4月22日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

関係事業者様

山形県
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

ゴールデンウィーク期間中の企業等に対する営業自粛等の要請について

山形県における新型コロナウイルス感染者は、3月31日に1例目が確認されて以降、連日感染者が確認され、急激に、また、広範囲に広がっており、これはまさに、非常事態であり、未曾有の大災害であります。4月16日には、本県も政府による緊急事態宣言の対象区域となり、感染拡大防止の取組みを強力に進める必要があります。

省内の感染状況をみると、他県との往来者が起因となって接触者に感染が拡大している状況です。県民の命と健康を守るために、県民の不要不急の外出自粛はもとより、県外との往来を抑制することで、これ以上の感染拡大を阻止することが必要です。

そのため、生活の維持に必要な場合を除き、3密（密閉・密集・密接）が起きやすい業態や県外との往来に関する業態の事業所（別紙参照）にあっては、従業員の安全を守るという観点も含め、ゴールデンウィーク期間中（4月25日～5月10日）の営業自粛や夜間営業の自粛について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、御協力いただいた事業者には、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討を支援することとしておりますので、御活用願います。

別紙

1 要請期間 4月25日（土）から5月10日（日）

2 対象施設及び要請内容

施設の種類	内訳	要請内容
○3密(密閉・密集・密接)が起きやすい業態		
飲食店等	※ 飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等	夜間営業(午後8時以降)の自粛
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、漫画喫茶、ネットカフェ、カラオケボックス、個室ビデオ店、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等	営業自粛
映画館等	映画館、劇場、ライブハウス等	営業自粛
屋内運動施設	運動施設(屋内プール等)、ボウリング場、スポーツクラブ等	営業自粛
○県外からの人の移動・県民の県内外の往来に関係する業態		
宿泊施設	※ ホテル、旅館等	営業自粛
観光地・温泉地にある店舗	※ 飲食店(昼間の営業のみも含む)、お土産屋等	営業自粛
立寄施設	※ ドライブイン、道の駅、お土産屋、博物館、美術館、資料館、体験施設、遊園地等	営業自粛
屋外運動施設	※ ゴルフ場	営業自粛
旅行業	※ 旅行業者(旅行代理店)	営業自粛
交通等	※ 貸切バス、旅客船(舟下り等)、ロープウェイ等	営業自粛

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に該当しない施設等を一部含む

3 「緊急経営改善支援金」の創設（案）

営業自粛等に協力する県内事業者に対し、緊急経営改善支援金として、個人事業者10万円（施設等を賃借している場合は20万円）、法人20万円を支援する。

○ 支援金等に係る相談窓口

産業労働部商工産業政策課 023-630-3151、2360

期間 令和2年4月22日(水)～当分の間

※5月10日(日)までは、土・日・祝日を含む

時間 午前8時30分～午後5時15分

なお、支援金の申請方法については、追って県のホームページで公表しますが、申請開始時期は、要請期間の自粛後、5月11日（月）以後を予定（事後申請方式）しております。